

令和5年度 事業計画

令和5年3月



公益社団法人
奈良県シルバー人材センター協議会

I 基本方針

奈良県における会員数は年々減少し、令和3年度は7,670人となった。会員の平均年齢は74.5歳（令和3年度）となり、会員の高齢化がより一層進んでいる状況にある。また、新規入会会員の平均年齢も70.9歳（令和3年度）となり70歳を超えている。

企業は、65歳までの雇用確保の義務に加え、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、70歳までの就業機会の確保が努力義務（令和3年4月施行）として課せられている。奈良労働局による令和4年「高年齢者雇用状況報告」によれば、報告した全企業において66歳以上まで働ける制度のある企業が、770社（47.4%）との結果が出ている。こうした状況から、労働力人口の減少も相まって、企業による高齢者雇用の増加、新規入会会員の年齢のさらなる上昇が予想される場所である。

シルバー人材センターがこれからも地域の期待に応え、会員の多様な就業ニーズに応じていくためには、会員の拡大が不可欠である。会員の拡大については、会員の構成比等からみても拡大の見込みが大きいことから、女性会員の拡大に積極的に取り組むこととする。

令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、また厚生労働省においてシルバー人材センターの契約方法の見直しが検討されている。センターの事業運営に大きく関係することから、引き続き情報収集に努め、センターに適切な情報提供等を行えるよう対応する。

「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」は事業運営の根幹であり、法令遵守の観点からも非常に重要であるため、ガイドラインに沿った適正就業の徹底に取り組む。

「高齢者活躍人材確保育成事業（厚生労働省奈良労働局委託事業）」については、高齢者・企業・団体等に対し積極的にシルバー人材センターを周知・広報するとともに、就業体験、技能講習の実施を通じて新規会員の増加、センターを活用する企業・団体等の増加に取り組むこととする。

II 事業計画

1. 会員拡大

奈良県の会員数は、少なくとも令和3年度までの過去5年間、減少が続いている状況にある。仕事の依頼があっても会員不足や高齢化のため断らざるを得ないケースも増加しており、地域の期待に応えるには会員の拡大が喫緊の課

題となっている。

第2次会員100万人達成計画（全シ協）については、コロナ禍の影響もあり、計画との乖離が一層大きくなっている。このため、令和5年度の会員目標数は、コロナ前の令和元年度水準に回復させることを優先し、8,316人とする。

奈良県の女性会員比率（令和3年度30.07%）は、全国平均（令和3年度34.02%）又は近畿の他府県と比べても低く、拡大の見込があることから、他府県事例の収集、女性役職員意見交換会等の開催、女性委員会の設置等により、女性会員の拡大に積極的に取り組む。

2. 安全・適正就業推進事業

会員の安全就業については、「安全はすべてに優先する」を念頭に、安全・適正就業対策推進委員会を中心に安全就業を推進し、死亡・重篤事故ゼロに努める。また、刈払機使用中の飛石事故等が多発していることから、損害賠償事故の防止に重点的に取り組む。

適正就業については、受注リストの点検等を活用し、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づいた適正な契約締結の徹底を図る。

- (1) 安全・適正就業対策推進委員会の開催〔年2回〕
- (2) 安全・適正就業対策パトロールの実施〔6センター/年〕
- (3) 安全・適正就業対策研修会の開催〔年1回〕
- (4) 事故発生状況の把握、分析及び周知〔随時〕
- (5) 安全就業ニュース（全シ協発行）の活用・周知

3. 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の目的やしくみについて、企業・高齢者・一般県民に広く周知し、イメージアップにつながるよう、情報発信内容の見直しと強化を念頭に普及啓発活動を展開する。

- (1) 「会報なら」の作成・配布
- (2) 普及啓発促進月間における「シルバーの日」の設定
- (3) ホームページを活用した周知・広報活動の強化
- (4) 入会促進や仕事依頼等のチラシ作成・配布

4. 交流研修事業

センター役職員の専門的な知識の向上と相互の交流を図るため、またシルバー人材センター事業の活性化と適正な運営のため、研修会・交流会等を実施する。

- (1) 事務局職員研修会等の実施〔派遣実務担当者研修、会計・経理担当者研修〕
- (2) 全シ協役職員研修会等への参加及びセンターへの参加勧奨
- (3) 近シ協事務局職員研修会への参加及びセンターへの参加勧奨
- (4) その他、必要に応じて研修会・講習会等の開催及び参加

5. 労働者派遣事業

高齢者の多様な就業ニーズへ対応するため、また法令遵守に基づく適正就業推進のため、地域のシルバー人材センター（派遣実施事業所）と連携の下、労働者派遣事業を実施する。

- (1) 派遣実務担当者研修の実施
- (2) 労働者派遣法等に関する情報発信
- (3) 労働者派遣事業に係る相談・問い合わせ対応等

6. 職業紹介事業

臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務及び業務拡大に係る雇用を希望する高齢者を対象に、県シ協及び拠点センター（紹介責任者配置事務所）において有料の職業紹介事業を実施する。

- ・ 全シ協主催 職業紹介事業紹介責任者講習会への参加

7. 指導相談事業

シルバー人材センター事業の円滑・適正な運営を図るため、シルバー人材センターに対する指導・相談を実施する。

- (1) 定期指導の実施〔県内10シルバー人材センター/年〕
- (2) センターに対する個別相談・助言等〔随時〕
- (3) 県シ協顧問会計士による会計処理等に関する個別相談〔随時〕
- (4) インボイス制度、契約方法の見直しに関する情報提供と相談対応〔随時〕
- (5) 会員、発注者とのトラブル対応〔随時〕

8. 高齢者活躍人材確保育成事業

高齢者と企業等に対して、あらゆる媒体の活用やセミナーの開催等によりシルバー人材センターに関する積極的な周知・広報を実施する。また、就業体験や技能講習を通じて高齢者、企業等にシルバー人材センターへの理解を深めてもらい、新規入会の促進、シルバー人材センターを活用する企業等の増加に

努める。

(1) シルバー人材センターに関する周知・広報

高齢者及び企業等に対して、シルバー人材センターについて積極的な周知・広報を実施する。

- ①「県民だより奈良」への広告掲載
- ②ホームページへの掲載
- ③リーフレット、チラシ等の作成・新聞折込み
- ④入会説明会（セミナー）の開催

(2) 就業体験の実施

・センターでの就業に関心を高めてもらうよう、企業等の協力を得て就業体験を実施する。

(3) 技能講習の開催

・高齢者の関心が高く、入会につながる分野で、かつ速やかに就業機会を得られる分野において技能講習を実施する。

(4) 事業目標

新規入会者数 209人

9. 組織関係等

(1) 総会・理事会等の会議の開催

- ①定時総会
- ②理事会
- ③定期監査
- ④理事長会議
- ⑤事業企画委員会
- ⑥安全・適正就業対策推進委員会
- ⑦女性委員会
- ⑧事務局長会議

(2) 必要に応じて会議、懇談会等の開催

・女性役職員意見交換会